

未来へつなげる環境活動支援事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、福岡市未来へつなげる環境活動支援事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について評価する。

- (1)福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付に関すること。
- (2)その他福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金制度に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、環境保全に関する学識経験者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長として議事を司る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。